

高水公告第 34 号
 制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。
 令和 8年 6月12日

高槻市企業管理者 西岡 博史

制限付一般競争入札要綱（郵便入札）

1 発注番号	133	2 工事名称	柱本新町地区ほか口径200から50mm配水管耐震化工事
3 工事場所	高槻市柱本新町ほか地内		
4 工事概要	DIPφ200 L=632m DIPφ150 L=42m DIPφ100 L=40m DIPφ50 L=32m 撤去工 L=705m 仮設工 L=20m 既設連絡 一式		
5 工期	令和 8年 7月17日 から 令和 9年 3月30日 まで		
6 週休2日工事	完全週休2日（土日）工事		
7 労務費ダンピング調査	対象（積算内訳書に記載した直接工事費が、本市積算の直接工事費の97%を下回った場合、理由を確認）		
8 入札参加資格	次に掲げる要件を全て満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 本市の令和8年度入札参加資格者名簿に登録されていること。 （ただし、必要書類が提出されていること。また、令和8年度新規登録業者でないこと。） (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 雇用保険、健康保険および厚生年金保険の全てに加入していること。（ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。） (5) 市内業者（高槻市内に本店を有する者）または準市内業者（過去において5年間以上市内業者として実績があり、現在高槻市内に営業所等を有する者）で、本市入札参加資格者名簿の「管工事」または「水道施設工事」に登録されていること。 (6) 土木工事業の特定建設業の許可を有すること、または、土木工事業の一般建設業の許可を有し、かつ、管工事業もしくは水道施設工事業の特定建設業の許可を有すること。 (7) 平成28年度以降に国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人または建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注した、水道用耐震管布設工事で、元請けとして施工実績があること。 (8) 専任の監理技術者の配置が可能であること。 ※特定営業所技術者は配置できない。 ※建設業法第26条第3項第2号による監理技術者補佐を専任配置する場合に限り、監理技術者の兼任配置を受注者において2件まで可とする。		
9 申込み制限	○ 別紙「申込み制限数ほか」のとおり（高槻市ホームページに掲載）		
10 設計図書等	○ 設計図書等の確認 : 高槻市ホームページからダウンロードして確認すること。		
11 設計図書に対する質問及び回答	(1) 質問の方法 : 設計図書に対する質問がある場合は、高槻市ホームページ等に掲載している「質問書」を、「(2) 質問書の提出先」に提出すること。 なお、入札手続に対する質問は電話にて随時受付を行う。 (2) 質問書の提出先 : https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerListDetail?tempSeq=11957 (3) 質問受付日時 : 令和 8年 6月19日 午後 1時から 午後 5時まで 令和 8年 6月24日 午前10時から (4) 回答日時及び方法 : 高槻市ホームページに掲載		
12 提出書類および郵送方法	(1) 入札書 : 入札金額（消費税抜き）及び3桁の抽選用数字を所定の欄に記入する。内封筒に封入する。 (2) 積算内訳書 : 積算内訳書の工事価格（消費税抜き）は、入札金額と同一であること。内封筒に封入する。 (3) 制限付一般競争入札参加申出書 : 郵送用封筒（外封筒）に封入すること。 ※(1)～(3)を高槻市ホームページからダウンロードして作成すること。 (4) 郵送方法 : 「(1) 入札書」と「(2) 積算内訳書」を封入した内封筒を、「(3) 制限付一般競争入札参加申出書」とともに郵送用封筒（外封筒）に封入し、一般書留または簡易書留の郵便で、高槻郵便局留で郵送すること。 (5) 到着期限日 : 令和 8年 6月30日 高槻郵便局必着		
13 入札参加資格の審査及び他の入札に参加している場合の取扱い	(1) 申込み制限数を超える場合、金額の低い案件を失格とする。また、本件の開札日までに手持ち工事数の制限に達した場合には、その時点で本件に係る入札参加資格を失うものとする。 (2) 制限付一般競争入札参加申出書等により入札参加資格を審査し、失格とする者には通知する。		
14 入札成立の条件	○ 必要応募者数 : 応募時点で、応募者数が2に満たない場合は、入札不成立とする。		
15 予定価格	予定価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。		

16 低入札調査基準価格	調査基準価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。
17 失格基準価格	本件は失格基準価格を設定しており、失格基準価格を下回る入札は失格とする。 ※失格基準価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。
18 支払条件	(1) 前金払 : 有 高槻市水道事業建設工事の前金払に関する規程による。 (2) 部分払 : 無
19 保証金	(1) 入札保証金 : 免除 (ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。) (2) 契約保証金 : 必要 (契約金額の10%以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合は、20%以上とする。) ※小切手の場合、銀行保証に限る。
20 入札立会人	○ 入札立会人の選定 : 資格審査後、入札参加者の中から入札立会人を抽選で2名選定し、通知する。
21 入札日時等	(1) 入札日時 : 令和 8年 7月 6日 午前10時 0分から なお、入札回数は1回とする。 (2) 入札場所 : 高槻市水道部 4階 入札室
22 落札候補者	(1) 落札候補者の決定 : 開札の結果、失格基準価格による失格者を除き、予定価格と低入札価格調査基準価格の範囲内で、最も低い入札額を入れた者を落札候補者として決定する。 (低入札価格調査基準価格を下回った場合、「23(2)」による。) (2) 最低入札者が複数の場合 : 最低入札者が複数の場合、抽選して落札候補者を決定する。
23 落札者の決定	(1) 落札候補者の参加資格の再確認 : 落札候補者について下記書類の提出を求め、改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、再確認の結果不適格の場合、改めて次順位者を落札候補者とする。 (2) 低入札価格調査基準価格を下回った入札があった場合 : 失格基準価格による失格者を除き、入札額が低入札価格調査基準価格を下回った場合、その入札額について調査を実施し、落札者を後日決定する。(最低入札者が複数の場合、抽選をして調査対象者を決定する。)なお、低入札価格調査基準価格を下回った入札者は、最も低い入札額を入れた者であっても落札者とならない場合がある。また、調査に協力しない入札者は、失格とする場合がある。 (3) 提出書類 : ・ 工事実績契約書の写し (本市の工事実績の場合は提出不要) ・ 監理技術者証 (表・裏の両面) の写し ・ 兼任届 (監理技術者補佐を専任配置することで監理技術者を兼任させる場合) ・ 労務費ダンピング調査理由書 (対象者のみ) ※落札候補者となった場合には、契約担当者より必要な提出書類についてご連絡いたしますので、連絡を受けてから2日以内に書類の提出をお願いします。
24 契約書	(1) 契約書の作成 : 本市の定める様式により作成を要する。 (2) 電子契約を希望する場合 : 落札者決定後、下記URLから「高槻市電子契約システム用メールアドレス連絡票」を水道部総務企画課に送信すること。 https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11263
25 無効の入札	(1) 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに高槻市競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。 (2) 本市工事 (水道部を含む) の完成検査の結果、成績評定が70点未満に該当し、当該工事の成績評定を公表した日の翌月から1年を経過していない者の入札。 (3) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの。 (4) 高槻郵便局留の一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送されたもの (5) 入札価格の積算内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないもの。 (6) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。 (7) 郵送用封筒 (外封筒) 及び内封筒に入札日、件名、入札参加者の商号又は名称が記載されていないもの及び件名が確認できないもの。 (8) 郵送用封筒 (外封筒) 及び内封筒記載の件名及び入札参加者の商号又は名称と同封された入札書の件名及び入札者名の同一性が確認できないもの。 (9) 入札参加資格を確認された者であっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。 (10) 高槻市工事成績評定結果の入札制度への活用要領第4条第1項に該当する者の入札。
26 その他	(1) 開札日から契約締結日の間において、落札者又は落札候補者が高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき又は同基準に掲げる措置事由に該当したときは契約を締結しないことがある。 (2) 市ホームページ掲載の、高槻市低入札価格調査実施要綱を参照のうえ、入札に参加すること。 (3) 落札者決定後、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。(ただし、「8 入札参加資格」における技術者の専任配置に関する条件を除く。)

高槻市桃園町4番15号
高槻市 水道部 総務企画課
電話 072-674-7953 FAX 072-674-7949
高槻市ホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>